

一般財団法人和歌山陸上競技協会 登録料・参加料及び記録証料に関する規則

(総 則)

第1条 登録料・参加料及び記録証料に関しては、本規則の定めるところによる。

(登録料)

第2条 役員、審判員、競技者の年間登録料及び賛助会員の賛助寄付金については次の金額を納付するものとする。
 ※役員が年当初満80歳以上になった場合、年間登録料を免除する。

1. 役員

- (1) 会 長 200,000円程度
- (2) 顧問・参与 10,000円
- (3) 評議員
 理事
 監事 } 10,000円

役員登録者は以下の2. 審判員 3. 競技者を兼ねることができ、審判員登録料、競技者登録料は免除する。

2. 審判員

- 公認審判員 S級 5,000円
- A・B級 3,000円

公認審判員登録者は以下の3. 競技者を兼ねることができ、競技者登録料を免除する。

3. 競技者

- (1) 一 般 3,000円
 (ロードのみの競技者は1,500円とする。ナンバーカードは支給しない。)
- (2) 大 学 生 3,000円 (但し、学連登録者は免除する。)
- (3) 高 校 生 2,000円
 (但し高専は1～3年とし、4・5年は一般とする。)
- (4) 中 学 生 1,000円
- (5) マスターズ 2,000円

※ 上記登録料についてはナンバーカード代 500円を含む。

4. 賛助会員

- (1) 特別賛助会員 30,000円
 ※特別賛助会員とは本協会に特別賛助金を寄付した者をいう。
- (2) 賛 助 会 員 10,000円
 ※賛助会員とは本協会に賛助金を寄付した者をいう。

(参加料)

第3条 競技会参加料として、次の金額を徴収する。

(単位：円)

競技会名	種 目	一般・大学生	高校生	小・中学生	
競技会等 (記録会含)	本県登録者	1種目	1,000	700	500
		リレー	1,500	1,000	800
		混成競技	3,000	2,000	1,000
	県外登録者	1種目	2,000	1,500	1,000
		リレー	2,500	1,500	1,000
		混成競技	5,000	3,000	1,500

(記録証料)

第4条 記録証の料金・・・1種目 500円とする。但し小学生は200円とする。

(附 則)

この規則は、平成24年4月1日より施行する。 (平成27年4月1日改正)
 (平成28年4月1日改正)
 (平成30年4月1日改正)
 (令和2年4月1日改正)